

都城市下水流児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市下水流児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人桜ます

(2) 代表者名

谷ヶ久保 禎子

(3) 所在地

都城市吉尾町6131番地4

(4) 設立年月日

平成30年6月6日

(5) 従業員数

12名

(6) 業務内容

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの復興を図る活動

環境の保全を図る活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市下水流児童館 (都城市下水流町3252番地2)	敷地面積：596㎡ 延床面積：195.43㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月21日

第1回選定委員会開催

平成30年6月1日～平成30年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

平成30年7月4日

事前説明会

平成30年7月10日～平成30年7月20日

申請書受付

平成30年8月21日

第2回選定委員会開催、書類
審査・面接審査

平成30年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人桜ますが指定管理者とし

て適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、学識経験者や地域住民の代表で構成する運営委員会の意見を取り入れる体制を整備するなど、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・ホームページや目安箱を活用し、利用者からのニーズの把握を行い、サービス改善検討委員会を設置して対応を図るなど、利用者サービス向上の取組みが期待されること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・予算に応じた経費配分が適切に行われていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・外部専門員の講師による研修会等を充実するなど、職員のスキルアップや資質向上にも力を入れ、また避難誘導マップや危機管理マニュアル等を整備し、避難訓練等を徹底することを計画しており、安定して適切な管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・児童館を地域の子供と大人を繋ぐコミュニティの拠点と捉え、積極的に地域住民や活動団体と交流し、伝統的な遊びを取り入れることや農業体験や自然体験など様々なプログラムを計画するなど、児童の社会性や創造性を育む指導に期待ができること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・児童館を“居場所”としてとらえ、子どもたちの自己肯定感を尊重しようとする視点が評価できる。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人様ます			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	65	管理運営方針等	12	市の施設の管理方針を認識しているか。
					公の施設の設置目的を理解しているか。
					環境に配慮した取り組みをしているか。
			平等利用	11	利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか。
相談や苦情等の対応が提案されているか。					
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	102	利用の促進	18	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。
					利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。
					関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
			サービス・利便性の維持向上	16	利用者サービスの向上について提案がされているか。
					施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。
					施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	30	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。
					適正な経費配分の考え方について提案されているか。

4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	115	物的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
					類似施設を良好に運営した実績があるか。
					収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
					収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
			人的能力	24	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。					
業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。					
個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。					
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	43	児童の育成	14	まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握。
					児童の健全育成に関する方針が提案されているか。
児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。					
合計	600	355		120	
〈参考〉：提案金額（単位：千円）	4,392		（平成31年度）		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

(1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

- ・命を尊び、個性を尊重しながら、健全に育成が出来る、集団的・個別的な遊びを提供する。
- ・子どもが安らぎ、前に進んでいけるような居場所として、悩みを抱えて来館する学童の声に、耳を傾け寄り添いながら、抱えている問題を人権に配慮しながら、行政・地域連絡協議会と連携して、より良い育成の支援をする。
- ・子育て不安のサポートになるような情報を提供し、必要な事業の企画をする。また、子育て家族の交流の場を提供する。(別紙資料A)
- ・子育てサークルや地域の活動団体へ活動場所の提供を行い活用してもらう。
- ・中高生は大型遊具施設しか居場所がなかったりするので、安全に楽しめる場所として交流の場や、活動を取り入れる。また思春期特有の問題に関して職員の意識を高め、子どもの背景や子どもの気持ちに寄り添いながら長期的にサポートを行う。(別紙資料B)
- ・自然に異年齢交流が行われる環境を整え、子どもたち同士で支え合い成長していけるようサポートを行う。
- ・子どもが意見を述べることができ、尊重される場を保証する。
- ・不登校児童や困り感があり学校になじめない児童の居場所をつくり、関係各所と連携しながらサポートを行う。(別紙資料C)
- ・体力増進施設として子どもの運動能力を発達させる活動を行う。
- ・食べ物を扱うイベントを行うときは前もって参加者を確定し、保護者から食物アレルギーの確認書を提出してもらい開催し、重大事故が起こらないように留意する。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

- ・児童館の趣旨に従い、地域住民の利用目的を把握して、平等利用を確保する。
- ・施設の利用について差別的な取り扱いや正当な理由なく、地域住民の利用を拒まないようにする。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

- ・利用者や地域住民の方々より、戴いた御意見・苦情について取りまとめて、公平に判断をし、より良い児童館の運営や改善に努める。
- ・学識経験者や地域住民の代表で構成する運営委員会の方々のご意見をいただき、速やかに対応して、今後の児童館運営に活かしていく。
- ・こども課への報告を徹底する。軽微なものは、モニタリング等で情報の共有化をする。
- ・育成支援の内容を地域に向け説明する場を設ける。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・リサイクル活動を積極的に進めて、美育・農育・食育などの事業を通して、環境に対する認識が深まることを来館者と共に実践する。(別紙資料D)
- ・児童館が、環境に対する活動を具現する場と成り得るように工夫をする。植物を育て、土を活かし、水を大切にすることなどの工夫の紹介及び実践の場となるイベントの開催をする。
- ・子どもたちで組織するボランティア部を作り、リーダーの育成と子ども主体の環境に配慮した活動を行う。

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

(2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

虐待や貧困、DV、育児放棄など、子供の抱えている環境の改善に寄与する活動を行う。

・情報提供するために、ポスターや、フリーペーパーなど活用する。

・家庭的な雰囲気の中、何でも話せる関係を作るために、美育・農育・食育などの事業を計画して、生きる力の育成や楽しみを共有できる工夫をする。

・異年齢の交流の場、遊びや事業等を提供してコミュニティの場でしか学べない事が可能になるように工夫する。

・地域の様々な祭りやイベントに積極的に参加して地域との絆や、来館者との絆を太くし、安心して利用していただくように努める。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

・ホームページや目安箱を活用し、利用者からの希望やご意見を取りまとめ、サービス改善検討委員会で検討をし、サービスの向上に努める。

・子育て支援のサービスとして、衣服や制服他等の、譲り合い助け合いの出来るネットワークの構築と情報の提供の場としてポストを利用してもらい、館内及びホームページを使って、案内をすることが出来る。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

・子どもの目線に立って、利用者の声に耳を傾けて、一人ひとりの尊厳を守り、尊重して日々の運営に心を尽くす。児童館は、運営する人の人間力や思いがそこに込められなくてはならない。利用者のネットワークで、利用者は増えてくると考える。

・子育て支援サービスとして、育児相談や、食育・農育・美育を取り入れた自主イベントを行い、交流の場を企画運営する。

・児童館で行う各種イベントの告知を館内掲示や小学校等への案内を行うとともに、ホームページなどでの告知も行い広く認知されるようにする。

・平日の日中の時間、親子で楽しめるイベントを曜日を決め行う。保育園などの待機児童・保護者の居場所として、提供するだけでなく、発達に応じて楽しめる質の高い遊びや、知育玩具を使った遊び・絵本の読み聞かせや、子育てグッズの作り方などの講座を定期的開催する。参加を、インスタ・ホームページ・ブログ等で呼びかける。

地域交流の場の提供をして、都城の育成・支援の拠点と成れるよう都城の輪を拡げます。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

・自主事業による美育・農育・食育などの教室開催事業・貸工房事業・商品開発・販売事業・講演会開催・会費・寄付・補助金による収入。(参考資料 添付有り)

・クラウドファンディングの活用。

(3) 経済的な管理運営に関すること

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

- ・人件費の削減は、臨時職員やパート職員に至るまで、勤務のマニュアルを作成して、シフトを組み、効率良く無駄なく児童館運営が出来るように、意識を高め人材育成に努める。
- ・不要になったものを利用したリサイクル活動に重点を置き運営に心がける。
例えば、水道光熱費削減方法として、グリーンカーテンによる遮光率のアップが可能になる。
- ・グリーンカーテンで、収穫した農産品が来館者の熱中症対策に役立ち、サービス向上に成る。
- ・リサイクル工作の質を上げて、来館者の満足度だけでなく経費の削減に成る。
- ・会計事務専属の配置をし、迅速かつ、管理事務の効率化をはかる。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

- ・日常の清掃は児童厚生員が毎日行う。日常清掃のほか、定期的に清掃したほうがよい箇所を定め、定期清掃を合わせて行う。
- ・地域の高齢者クラブの方々とか来館学童にも声をかけて、ボランティア活動の推進をして、庭木の剪定や草取りを積極的に進める。
- ・普段の清掃で足りない部分は、シニアの方の応援スタッフと修理などを定期的に相談しながら、安全に運営できるようなシステムを作って維持管理に努める。(図表参考)
- ・清掃公社・消防危機管理業者に委託をし、管理運営する。

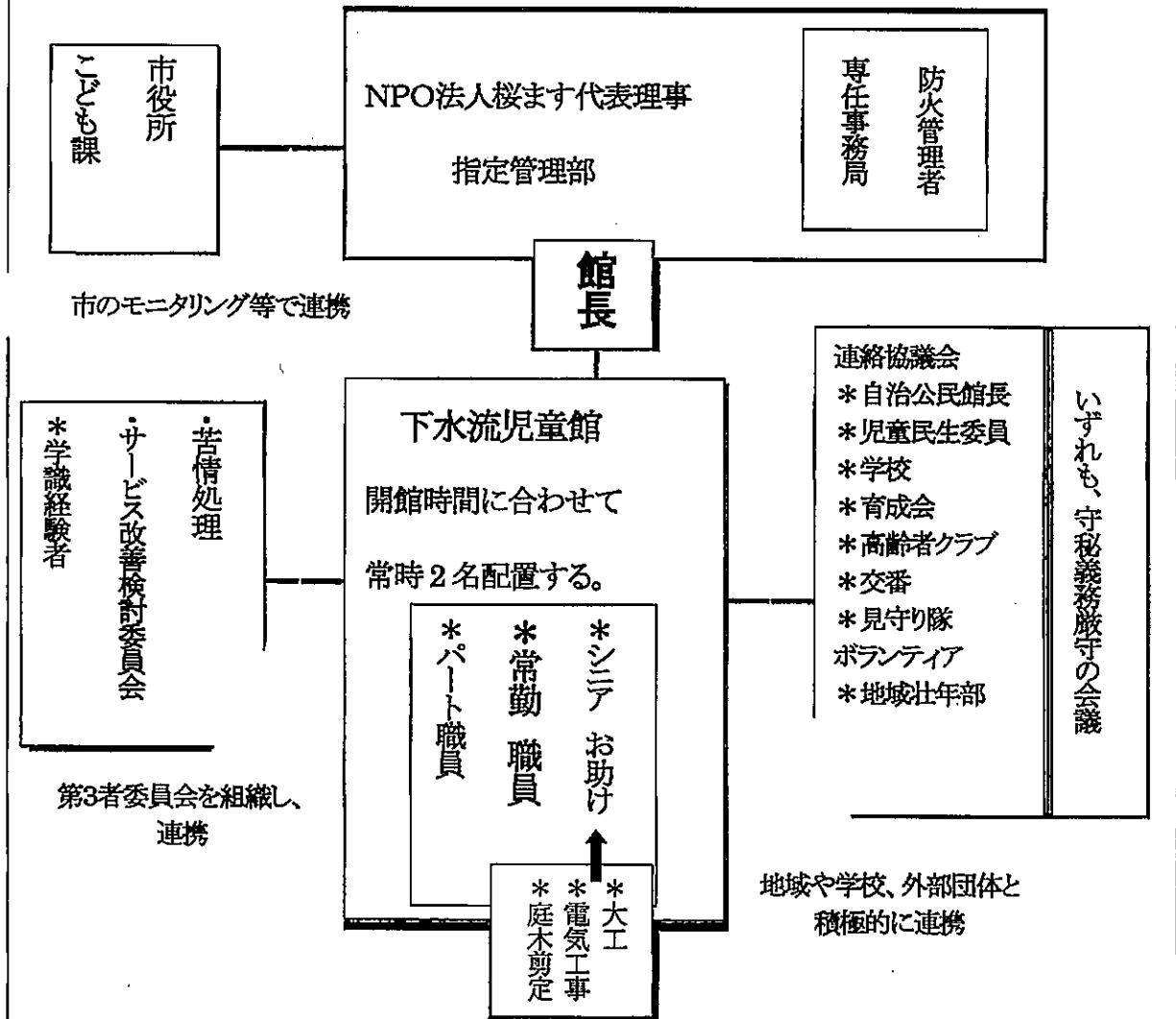
事業計画書

申請団体名 NPO法人 桜ます
 希望する施設名 下水流児童館

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

*施設管理の体制図 及び 職員体制



※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・児童厚生員研修会の受講を必須とする。
- ・外部専門員の講師による研修会を開催し、人的質の向上をする。年2回以上。
- ・研修体制としては、遠くから著名な講師を呼び高額な研修費を使うより、地元で意識が高く活動しておられる方や、知識が深い方、市の講師派遣の制度を利用し、地域のコミュニティの輪を広げたり、地元の意識の底上げが図られていくよう運営の工夫を行う。
- ・利用者・子どもの権利やサービスの在り方、災害時対応などは警察や消防の指導を受けながら内部研修を定期的に行う。

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます
希望する施設名 下水流児童館

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

・都城市児童館条例に沿って、利用者への注意事項等の説明をし、有意義に利用していただき、相談窓口を設置し、ご意見や要望等もお聞きしながら、児童館の利用者の輪を拡大する。

また、外部の専門員の方と協力して、地域活動や外部の育成支援をする。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

緊急連絡網・避難誘導マップ・マニュアルを作成し訓練の徹底をする。また掲示する。(別紙、参考資料有)

防災ハザードマップを子どもたちと共に作成し、子どもたちが自然と危険個所を把握できるようにする。また子どもたち自身の自宅をマップに書き込み、どの道を通れば安全なのか子どもたち自身で考え、行動できるよう判断する力をつける。

ガラス飛散フィルムや高機の設置、棚の固定など身を守る物的処置と共に、避難経路の誘導や身を守る行動を分かりやすく紙芝居形式でセンター内に掲示し、子どもたちの目に常に触れるようにしておき、災害時とつさに身を守るための訓練を繰り返し行う。

地震・風水害・火災・土砂災害等、災害ごとの対応を地域の特色を考えたうえで決定しておく。

・自然災害の場合 …地震・噴火・他 大きな災害時は、市の災害指示に従う。

※職員 A 来館者の安全を確保しながら避難誘導。名簿を確認して、家族、学校に連絡する。地区公民館に、来館者名を報告

※職員 B 館長報告・子ども課報告 怪我人の場合は、救急救命及び救急車依頼優先する。

災害によって閉館する場合は、学校・保育園・公民館長等に連絡する

火災の場合は初期消火を行う。

・怪我の場合 …平日の場合。

※職員 B 学校・保護者に連絡 (飲んでいる薬や、アレルギーや病院等の情報の確保 状況を報告 保護者の判断を聞く。)

※職員 A 館長に報告・館長によって、市役所子ども課に報告(重症の場合のみ、館長の判断による)

応急処置を行う。

・発熱・嘔吐の場合 …常時流行性の病感の疑いを持った対応を実施。

※職員 A 病状によって、隔離体制をとる。応急処置をする。

※職員 B 学校・保護者に連絡

災害時職員 A 体制に準ずる。

他の来館者の感染防止措置を取る。

・不審者の場合 …来観者状況が随時変化するため、避難訓練の回数を増やして、実施する。

※職員 A 来館者の安全に誘導 避難 (合図の言葉を決めておく)

※職員 B 取り残されたものがないか、目視確認し誘導、名簿をもって避難、連絡体制は上記体制に準ずる。

火災報知機等を鳴らして、緊急対応。いすなど使い足止めをし、来館者の避難ができたなら、速やかに職員も非難する避難する。(ただし状況による。)

緊急連絡網の掲示と、あらかじめ、携帯電話に登録する事を必須とする。児童館の特性上不審者の侵入を

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

妨げることは難しいため、警察との連携を速やかに図ることと、訓練時に警察からの指導を取り入れるようにする。イメージトレーニングが必要なため、紙芝居や絵本を使ってシミュレーションする。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

- ・業務上知りえた情報の守秘義務は遵守する。
- ・個人情報は鍵のかかる保管庫に厳重に保管管理する。職員他の指導を徹底する。
- ・都城市児童館条例の秘密保持義務の第18条の厳守は当然とし、行う。
- ・情報公開は、宮崎県NPO法人ポータルサイトやNPO法人桜ますホームページにて公開して紹介・質問・ご意見のコーナーを用意する。その他、館内の掲示板で公開する。
- ・写真等の掲示に関する利用は、本人及び保護者の許可を利用許可確認書面で了解された写真に限るものとする。

(5)その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・市の指定管理施設としての自覚を持ち、管理運営に関することから、児童館での事故、苦情等に関し、市役所こども課に報告、連絡、相談を行い、連携をとりながら運営にあたる。
- ・子どもの権利を第一に考え、特定の利用者だけの利益にならないよう公平な運営を行う。
- ・子どもの人権を尊重し、指定管理予算が適切に子どもの育ちを支える活動や備品の購入に使われるよう遵守する。
- ・遊具等の安全点検を毎日行い、不備な部分があればすぐに修繕を行う。規模の大きな修繕が必要と思われる場合は市役所と相談の上修繕を行う。
- ・衛生管理を徹底する。
- ・労働法令を遵守し、厚生員の賃金・労働時間・休憩時間・有給休暇を確保する。
- ・児童の健全育成のため、児童館、こども課、家庭、学校、地域と、児童への愛情を元に協力し、人や社会、自然と触れ合う体験を通した「生きる力」の育成を行う。豊かな人間性や社会性を育むために、児童同士の関わり、児童と大人との関わりが持てる環境を作り、児童の自発的な発案による活動を支える。自分たちで考え、子どもの社会を作り、運営し、うまくいかなかったら作り変えるという活動を行うことで、自然と社会力や人間関係能力が育てられる。
- ・運営方針として、児童館を、地域の子どもと大人をつなぐコミュニティの拠点と捉え、積極的に地域の方や活動団体に講師となってもらい、児童の自主性、社会性、創造性を高める遊びを計画し、児童の集団的及び個別的指導を行う。
具体的には、集団的遊びとして、わらべうた遊びや、昔遊びのビー玉・めんこ・縄跳び・ゴム飛び・コマ回し・凧あげ・紙飛行機・お手玉など。農業体験や自然体験活動。体幹を鍛えるスポーツ活動。リズム遊びとしてのダンス(レク・フラ・ヒップホップ)。環境園芸活動など、発達に応じたプログラムを作り、楽しめる工夫や大会を計画する。個々の遊びは、集団に準ずる遊びはもとより、心を育てる芸術文化活動を計画する。
様々な遊びを通して児童の安全に関する注意力、危険回避能力の養成にも心を配る。
市や地域の方と協力し児童の育成に努めることで、児童に地域を愛する気持ち、感謝する気持ちが芽生える。地域での幸せな思い出をもつ子どもや、地域の方に救われた子どもは、大人になった時に、地域のために力を尽くす大人に育つと考える。地域に感謝する子どもが増えれば後々、地域を担っていく人材が増える。次世代の都城を支えて行く子ども達へ、地域の良さや文化や人々のつながりを積極的に伝えていく。

事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

・私たち「NPO法人桜ます」はこれまで児童館・児童センターで勤務してきた現場経験者が多く在籍しています。実際に児童館・児童センターで働く中で見てきたもの、改善していくべきところ、自分たちが子どもたちのためにこれだけは譲ってはいけないと思う芯の部分を大切に管理運営にあたります。

・実際に子どもたちと接する中で感じたことは、家庭の中で愛されている子はたくさんいる、しかし一方で私たちが住む都城でも、貧困や虐待により、家庭に居場所がない子もいるということです。

そんな難しい環境にいる子どもたちでも“信頼でき、自分をゆだねることができる大人が世の中にいると知ること”“自分は必要な人間であると認めもらえる居場所があること”で子どもの心が支えられ、自己肯定感を持ち、安定していくことが分かりました。

取り巻く環境を変えることは難しくても、その子に心の拠り所ができれば生きやすくなります。学校にも家にも心落ち着くところがない子、そんな子どもたちの居場所の一つとして、どんな子どもでも暖かく迎えることを大事にしたいと思います。

・職員の異動が頻繁に行われることは子どもたちの心理に大きく影響し、不安を高め、大人への不信感を強めてしまうことも感じています。働く職員にとっても、子どもたちとの関係を途中で放り出さなくてはならないことに自責の念を感じます。そのため児童館の職員は基本的には異動を控え、安心して働ける職場環境を整え、子どもの成長を一貫して見ていけるような体制を整えます。子どもたちの声に耳を傾け、子どもを中心に、置き去りになることが無いようにかかわっていき、ひとりひとりの子どもたちが『自分はありのまま大丈夫』と思えるように支えて行きたいと思います。

・苦しんでいる子どもたちの背景には、家族である大人たちの問題も多く含んでいます。保護者に向けた相談業務、子育て家庭の交流活動を行い、まず親の心を健やかにします。そうすれば子どもを取り巻く家庭の環境も変わります。子どもと、その保護者に向け、美育、食育、農育、自然体験や文化芸術活動を通して、人間が本来持っている“生きる力”を育む活動を行います。

・児童館の役割の一つとして、この地域に居場所としてあり続け、家庭の問題、子どもの発達の問題等を発見し様々な機関とつなげることがあります。今、助けを必要としている子どもや、自身の問題を抱えて必死に子育てをしている大人へのサポート活動を行い、未来につながる子どもたちや大人が生きやすい社会へと寄与して行きます。